

チツソの調停申請を保留

水俣病
補償

「処理法」該当は疑問

中央公害審、会社に通知

総理府の中央公害審査委員会（小沢文雄委員長）は、チツソ株式会社から二十四日出された水俣病認定患者の補償問題調停申請について二十五日、臨時委員会を開いて検討した結果、調停保留とすることを決め、同社に通知した。公害紛争を解決するため、公害審査制度が昨年十一月発足以来、中央、地方で合計十六件が申請、受理されているが、調停保留となったのは今度が初めて。

チツソの申請によると、調停の相手方は、環境庁連連によりことし十月新たに水俣病患者として認定された水俣市月浦、川本輝夫さんら十八人、患者側から一人三千万円の補償要求が出されているが、チツソは「今更の認定は従来と違い賠償が行われた行政措置

が適用で、加害者」の企業が申請するのは異例。今月二十九日に予定されているチツソ株主総会の乗り切り策ではないかとの疑いがある。熊本県当局が調停申請を示唆したのは果たして事実かどうか、

これに対し同委は「公害紛争の調停は、被害者側から申請するの

要件を満たしているかどうかを調べるため、調停を一時保留した。同委は事実調査のあく、調停開始、申請却下のどちらかを決めるが、今度の保留は調停拒否、却下につながる見通しが無い。

中村治文チツソ本社事務部長の

すわり込みを続けるより調停で解決したほうがという人もいると聞いている。補償の手がかりを得るために熊本、鹿児島両県当局に認定の内容を教えてくれるようお願いしたが、行政処分などの理由で明らかにしてもらえなかった。

そのとき熊本県から調停申請してはどうかとの時があった。中央公害審査委で事情を調べ、調停を始めてもらえぬと期待しているとの旨もある。

「保留はあたり前」

自主交渉にかける患者

チツソの申請が保留になったことに対し現地水俣の新認定患者たちは「被害者の意見は全然いれられていない申請だから当然前」の表情だ。しかし受理されなかったらどうなるかと、自主交渉にかけるという点について「原告側の態度がまた変わるのを待っているのではないか」という危惧の声もある。

妻やエさんなどが認定された後、チツソ工員佐藤武尊さん（む）は「保留されようが、通知されようが被害者の知ったことではな

認定と補償とは別
伊藤県衛生部長の話 沢田知事が上京中で、はっきりしたことはわからないが、知事が正式に中央公害審査委員会に調停をたのんだとか、あるいはチツソに同審査委員会への提訴を示唆したことはないと思う。わたしとしては環境庁の指針とおり、水俣病の認定と補償は別問題であり、補償問題についてはノータッチを考えている。

い。もし保留するといふのなら、水俣にきて患者の意見を聞いたら、態度を決めるといふは話ばかり。しかし、なぜ水俣病補償処理委と同じだと感じし、もともと期待して「チツソ」との自主交渉にかける。

患者の月浦、習慶人川本輝夫さん（ら）は「申請は患者に何らの相談もなかった。原告不在の動き」として二十六日に予定されているチツソとの第四回の補償交渉でチツソを連及する補償を示し